

鳴門市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳴門市が発注する工事において、工事の中長期的な担い手を確保することを目的に、週休2日制工事を実施する上で必要な事項を定める。

(発注方式の選定)

第2条 週休2日制工事の発注方式は、次のいずれかとする。

(1) 発注者指定型

発注者が設計図書により週休2日制工事を指定した工事

(2) 受注者希望型

発注者指定型以外の工事のうち、週休2日制工事の適用が可能であることが設計図書に記載されており、受注者が希望する工事

2 発注者指定型は、特記仕様書等に「週休2日制工事」と明示する。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 週休2日制工事

週休2日制工事（現場閉所型）及び週休2日制工事（交替制）の総称をいう。

(2) 週休2日制工事（現場閉所型）

現場閉所または現場休息（以下「現場閉所等」という。）により建設現場の週休2日を確保する工事をいう。

ア 週休2日

次の①から③までに掲げる区分のいずれかに該当するものをいう。

① 週休2日（通期）とは、対象期間において、4週8休（現場閉所等日数の割合（以下「現場閉所等率」という。）が28.5%）以上の現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。

② 週休2日（月単位）とは、対象期間内の全ての月において、4週8休（現場閉所等率28.5%）以上の現場閉所等を行ったと認められる状態をいう。この場合において、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所等を行っている場合に4週8休（現場閉所等率が28.5%）以上を達成しているものとみなす。

③ 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、現場閉所等日を土日とし、1週間に2日間以上の現場閉所等を行ったと認められる状態をいう（週単位）。この場合において、夜間工事を行う工事にあっては、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日に跨ぐ夜間、日曜日から月曜日に跨ぐ夜間で現場閉所等を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成していると

みなす。

イ 対象期間

工事着手日から現場作業完了日（工事目的物が完成した日）までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は除く。

ウ 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場の安全管理上必要な作業、又はコンクリート養生等、品質管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所等日数に含めるものとする。

エ 現場休息

一つの工事現場で複数の工事が分離発注されている場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場休息日についても、現場閉所等日数に含めるものとする。

(3) 週休2日制工事（交替制）

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所等を行うことが困難な工事において、技術者及び技能労働者が交替制により週休2日を確保する工事をいう。この場合において、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。

ア 週休2日交替制

次の①から③までに掲げる区分のいずれかに該当するものをいう。

- ① 週休2日（通期）交替制とは、対象期間において現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の場合をいう。
- ② 週休2日（月単位）交替制とは、対象期間の全ての月において、休日率が28.5%（8日／28日）以上の場合をいう。
- ③ 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、休日率が28.5%（2日／7日）以上の場合をいう。この場合において、夜間工事を行う工事にあっては、週7回の夜間のうち、週2日の夜間で休みを取得していれば、完全週休2日を達成しているとみなす。

イ 対象期間

工事着手日から現場作業完了日（工事目的物が完成した日）までの期間（受注者の責めによらず交替制による週休2日の実施が困難な期間を除く。）をい

う。この場合において、下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とするが、施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議により対象期間を適宜設定するものとする。

（受注者希望型）

第4条 受注者希望型において、週休2日制工事の実施を希望する受注者は、別に表示様式にて契約後すみやかに実施の意思を発注者に通知し、受発注者で協議を行い、協議が整った場合に受注者希望型により実施するものとする。

（工期設定）

第5条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

（実施内容）

第6条 受注者は、工事現場の週休2日を達成するため、適切な工程管理に努めなければならない。

- 2 受注者は、週休2日に取り組む場合は、別に表示様式にて工事着手までに週休2日に取り組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 受注者は、週休2日の達成状況が確認できる書類を作成し、現場作業が完了した場合及び監督員から求めがあった場合は、すみやかに監督員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、監督員が求めた場合は、前項を証明する資料（日報等）を提示しなければならない。
- 5 受注者は、官公庁の休日に作業を行うときは、徳島県土木工事共通仕様書等に規定されているとおり、事前に休日・夜間作業届を監督員に提出しなければならない。この場合において、現場閉所日の振替を行う場合は、振替日を監督員に協議すること。
- 6 休日において、品質管理上必要な作業（コンクリート養生等）を行う場合は、事前に「休日における品質管理作業届」を監督員に提出しなければならない。この場合において、従事した技術者又は技能労働者については振替日を設定し、週休2日を確保しなければならない。
- 7 完全週休2日（土日）に取り組む工事において、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日になる現場閉所日を同一の週で決定し、1週間に2日以上現場閉所等を行うものとする。この場合において、一週間の定義は「月曜から日曜まで」を基本とする。
- 8 完全週休2日（土日）に取り組む工事において、災害対応等で土日になる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じ

る場合は、受発注者間で協議して現場閉所等による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。ただし、週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない必要最小限の期間に限定するとともに、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日に取り組めるよう休日確保に努めるものとする。

(現場閉所等率)

第7条 現場閉所等率は次式により算出する。

現場閉所等率＝対象期間内の現場閉所等日数÷対象期間内の日数×100(%)

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は第3条第2号口に示すとおり。

(休日率)

第8条 休日率は次式により算出する。

休日率＝「現場従事者ごとの休日日数の割合」の平均(%)

休日日数の割合＝休日日数／対象期間の日数×100(%)

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は第3条第3号口に示すとおり。

(経費の負担)

第9条 発注者は、第2条の発注方式に応じた経費の負担方法を定める。

(1) 発注者指定型

第2項で定める補正係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。ただし、週休2日を達成できないことが見込まれる場合、または監督員が現場の閉所状況等を確認できない場合には、当該補正係数を除した設計変更を行うものとする。

(2) 受注者希望型

監督員が現場閉所等の状況を確認できる場合は、週休2日の達成状況に応じて第2項で定める補正係数を乗じる補正を行い、設計変更を行うものとする。

2 労務費等の補正については、次の実施要領等を準用するものとする。

(1) 土木工事

土木工事標準積算基準書を適用する工事は、「週休2日確保工事等実施要領」(徳島県県土整備部)を準用する。

(2) 建築工事

公共建築工事積算基準を適用する工事は、「担い手確保工事実施要領(営繕工事編)」(徳島県県土整備部営繕課)を準用する。

(3) 農林土木工事、森林土木工事

土地改良工事積算基準、森林整備保全事業設計積算要領を適用する工事は、

「週休２日確保工事等実施要領」（徳島県農林水産部）を準用する。

(4) 港湾・漁港関係工事

港湾請負工事積算基準又は漁港漁場関係工事積算基準を適用する工事は、「週休２日確保工事等実施要領」（徳島県県土整備部）を準用する。

(5) 下水道工事

下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）を適用する工事は、同歩掛表を準用する。

(6) 水道工事

水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）を適用する工事は、同必携を準用する。

（工事成績評定）

第１０条 週休２日制工事を実施した場合は、別で定めるところにより週休２日の達成状況に応じて工事成績評定で評価する。なお、受注者の責で週休２日を達成できなかった場合は、内容に応じて「７．法令順守等」の「８．その他」の項目において、１点減点する。

（アンケートの実施）

第１１条 週休２日制工事の対象工事を受注した者は、発注者から指示があった場合は、建設現場の週休２日にかかるアンケート調査に協力しなければならない。

（その他）

第１２条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附則

この要領は、令和６年６月１日から施行する。

この要領は、令和７年１０月１日から施行する。

この要領は、令和８年９月１日から施工し、同日以降に公告する工事から適用する。